

平成29年10月31日
子ども・若者部

福祉避難所（母子）の検討状況について

1 主旨

区は、平成29年1月に「世田谷区地域防災計画」（以下、「地域防災計画」という。）を修正し、避難者対策における課題のひとつとして、福祉避難所（母子）（以下、「母子避難所」という。）の開設及び運営方法について具体的に検討する必要がある旨明記したところである。

これを受け、区の実情にあった母子避難所の全体像を描くため、今年度、庁内関係所管の課長級による検討会の下に、係長級で構成する作業部会及び保健師による分科会を設置し、専門職の視点も含めた検討を進めている。

今年度は、年度内を目途に制度の骨格となる枠組みを取りまとめることを目指しているが、現時点における検討状況を報告する。

2 検討経過

（1）庁内検討

課長級による検討会 : 6月22日、11月2日
係長級による作業部会 : 6月28日、7月20日、9月28日、10月24日
保健師による専門分科会 : 8月31日、9月21日

（2）区民等への意見聴取

区民版子ども・子育て会議 : 9月29日

（3）協定に基づく意見交換等

東京都助産師会(世田谷目黒地区分会) : 9月1日、10月31日（予定）
目黒星美学園中学高等学校 : 11月9日（予定）

（4）学識経験者による勉強会

（1）の中で実施 : 6月28日
講師：神奈川県立保健福祉大学保健福祉学科准教授（医学博士） 吉田穂波 氏

3 前提となる条件等について

（1）出生数

区の地域別の出生数の推移は以下のとおりであり、1日に生まれる新生児の数は、平均23人と推定される。

年次	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	年度計
平成26年度	2,257	1,123	2,057	1,530	1,122	8,089
27年度	2,258	1,137	2,118	1,478	1,051	8,042
28年度 (1日あたり)	2,308 (6)	1,186 (3)	2,057 (6)	1,396 (4)	989 (3)	7,936 (22)

(2) 分娩対応医療機関

区内で分娩対応可能な医療機関については、以下に掲げる15箇所となっている。

No	名 称	所 在 地	備 考
1	自衛隊中央病院	池 尻 1 - 2 - 2 4	
2	医療法人 杉四会 杉山産婦人科	大 原 1 - 5 3 - 1	
3	田中産婦人科	松 原 2 - 3 0 - 6	
4	青木産婦人科	赤 堤 5 - 3 0 - 1 5	
5	社会福祉法人 康和会 久我山病院	北 烏 山 2 - 1 4 - 2 0	
6	医療法人 九折会 成城木下病院	成 城 6 - 1 3 - 2 0	
7	成城マタニティクリニック	成 城 1 - 1 - 2	
8	B e b o r n 助産院	祖 師 谷 6 - 1 3 - 1 3	
9	国立成育医療研究センター	大 蔵 2 - 1 0 - 1	災害拠点連携病院
10	至誠会第二病院	上祖師谷 5 - 1 9 - 1	災害拠点病院
11	冬城産婦人科	深 沢 6 - 2 0 - 8	
12	等々力産婦人科	等 々 力 7 - 3 - 2 0	
13	田中ウィメンズクリニック	奥 沢 5 - 2 5 - 1	
14	財団法人 日産厚生会玉川病院	瀬 田 4 - 8 - 1	
15	東京マザーズクリニック	上 用 賀 4 - 5 - 1	

「東京都 災害時医療救護活動ガイドライン(平成28年2月)」では、周産期医療や小児救急医療等については、原則として、災害拠点病院、災害拠点連携病院において、診療を継続することとされている。

(3) 母子避難所開設施設

区との協力協定に基づき、災害時に母子避難所の施設を提供する学校等の団体(以下、「協定団体」という。)は、以下のとおりであり、設置場所は7箇所となっている。

	名 称	所在地	使用施設
1	佼成学園 女子中学高等学校	給田 2 - 1 - 1	今後協議
2	三田国際学園 中学校・高等学校	用賀 2 - 1 6 - 1	今後協議
3	目黒星美学園 中学高等学校	大蔵 2 - 8 - 1	ラウラメモリアルホール
4	日本体育大学	深沢 7 - 1 - 1	スポーツ棟 1階：小体育館 2・3・4
5	昭和女子大学	太子堂 1 - 7 - 5 7	80年館 地下体育館
6	日本女子体育大学附属 二階堂高等学校	松原 2 - 1 7 - 2 2	F校舎 地下1階：アートホール 2階：スポーツホール
7	日本女子体育大学	北烏山 8 - 1 9 - 1	第2・第3体育館 1階：実技演習室

(4) 避難者想定

地域防災計画における全体想定

地域防災計画では、避難所に避難する区民の数を以下のとおり想定しており、概ね人口の17.6%となっている。

区 分	想定される被害者数
避難者数	最大 242,390 人 (27.0%)
避難所へ避難する人	最大 157,553 人 (17.6%)
避難所以外のところへ避難する人	最大 84,837 人 (9.5%)

区の人口総数を 896,057 人 (平成 29 年 4 月 1 日現在) として想定

の避難率による出生数による想定

前項の避難率に基づく試算では、避難所で過ごす新生児は、発災後一日あたり 3 人のペースで増えていくと想定される。

	世田谷	北 沢	玉 川	砧	烏 山	計	備 考
平成 28 年度の出生数	2,308	1,186	2,057	1,396	989	7,936	
避難所へ避難する 新生児の想定人数 (1 日あたり)	406	209	362	246	174	1,397 (3)	出生数の 17.6%
母子避難所 施設数 (1 箇所当たりの乳児の避難想定数)	1 (406)	1 (209)	2 (181)	1 (246)	2 (87)	7 (199)	
分娩対応医療機関数 (1 箇所当たりの出生の想定数)	1 (406)	3 (66)	5 (72)	4 (61)	2 (87)	15 (93)	

4 主な課題と検討の方向性等について

(1) 設置場所について

協定団体の施設において、母子避難所の設置場所を確保する。
区内の被害や指定避難所への避難の状況、開設予定施設の被害の有無等の情報を収集・分析し、開設を決定する。

【考え方】

- 協定団体の 7 施設のうち、施設内の具体的な場所についての取り決めがないものは 2 施設である。なお、場所が指定されている施設においても、指定場所の本来の用途が様々であり、来年度以降に実施予定の運営訓練等で検証し、その結果に応じて協定団体とともに改善を検討していく。

(2) 受入対象者について

自宅や指定避難所等での生活が困難な要配慮者のうち、妊産婦や乳幼児及びその家族を災害時に受入れることとする。

【考え方】

- 対象者の要件については、災害時の周産期医療や母子保健の展開と連動させる必要があることから、専門的かつ地域の実情に即した議論を行い、更に絞り込んでいく。

(3) 開設時期について

開設時期は、発災72時間経過後(4日目以降)とする。

【考え方】

- ・ 福祉避難所(高齢者・障害者)については、「発災後72時間経過後に、施設と区が調整し、福祉避難所の開設について判断する。」とされている。
- ・ 指定避難所からの対象者の移送を開始するタイミングや、開設準備に要する時間等を考慮する必要がある。

(4) 開設期間について

原則として、災害発生の日から7日以内とする。なお、被害の状況等により必要がある場合には、都知事等の事前承認の手続きを経て、期間を延長する。

【考え方】

- ・ 国の法令等の内容も踏まえ、地域防災計画では、指定避難所の開設期間について、「災害発生の日から7日以内」と定めていることから、母子避難所についても指定避難所と同様の取り扱いとする。
- ・ 被害の状況等により開設期間を延長する場合には、都知事等の事前承認の手続きを個々の施設について行う。

(5) 運営体制について

行政職員が、避難所管理責任者として運営に関与する方向で検討する。
妊産婦等のケアについては、助産師等の専門職が担うこととする。
運営スタッフは、ボランティアの活用を中心に検討する。

【考え方】

- ・ 行政職員による避難所管理責任者(以下「管理責任者」という。)の配置に当たっては、他自治体からの派遣職員の活用も想定する。
- ・ 母子避難所における妊産婦や母子等のケアについては、地域防災計画にあるとおり、東京都助産師会(世田谷目黒地区分会)の「妊産婦等支援活動協力計画」に基づいて実施することとする。
- ・ 妊産婦や母子等の特性やケアの基本等を理解したスタッフを確保する必要があることを踏まえ、実効性ある仕組みをつくる。
- ・ ボランティアの確保については、区のボランティアマッチングセンターの活用を想定するが、保健師や助産師等の資格職のボランティアとしての活用については、資格の確認の方法等も含め、検討課題とする。

(6) その他の検討課題

開設・閉鎖の判断基準
指定避難所から母子避難所への移送手段の確保
開設・運営に必要な備品や備蓄品等の確保・保管
医療機関との連携
など

【考え方】

- ・ 地域間の被害の差や投入可能な人的・物的資源の不足等により、7箇所の母子避難所の開設に優先順位付けが必要となる場合や、母子避難所間で避難者数のばらつきが生じ、避難所の統廃合が必要となる場合等が想定される。そのような状況に対応できる開設・閉鎖の判断基準を予め定めておく必要がある。
- ・ 地域防災計画においては、高齢者・障害者の福祉避難所について、避難者の移送方法等が課題とされている。指定避難所～母子避難所～医療機関の移送手段についても、他の福祉避難所の検討に合わせて、その確保を目指していく。
- ・ 地域防災計画では、指定避難所へ物資を直接搬送することを想定しているが、母子避難所についても、これと同様の仕組みの整備に向けた調整が必要である。
また、妊産婦や母子等に特別に必要な物資については、保健師や助産師の意見も聞きながら、その確保・搬送手段も併せて検討する。
- ・ 医療分野との連携は、区の医療救護体制との整合にも留意しながら検討する。

5 今後の検討の進め方

今年度は、母子避難所の制度の骨格となる枠組みの確立を目標とし、検討を行っているが、平成30年度以降についても、引き続き、以下のような検討を進めていく。

(1) 平成30年度の取組

平成29年度に検討した制度の枠組みを前提に、発災後72時間までの間に実行する開設準備手順のマニュアル化を進める。

また、先行して策定されている福祉避難所(高齢者・障害者)の運営マニュアルや運営訓練の実施状況を参考にしながら、施設を提供する学校法人をはじめ、地域の区民や地域で子育て支援に取り組む団体等の協力を得ながら、モデル施設を指定するなどして運営訓練を実施し、母子避難所の標準的な運営マニュアルの策定に取り組む。

(2) 平成31年度以降の取組

標準的な運営マニュアルの策定を踏まえた運営訓練を継続実施するとともに、各施設の実情に合った施設ごとの運営マニュアルの策定や訓練を通じて把握した課題の解決等に取り組む。

6 今後の予定

平成30年	1月	第5回作業部会、第3回検討委員会 災害対策推進本部への報告(検討結果の報告)
平成30年度		開設準備手順を定めるマニュアルの策定に向けた検討 標準的な運営マニュアルの策定に向けた検討 モデル施設における運営訓練の実施
平成31年度以降		標準的な運営マニュアルによる運営訓練の実施拡大 施設ごとの運営マニュアルの策定に向けた支援